

## 選定基準

評価項目及び評価の観点	
<b>1 建物の立地について(配点 5点)</b>	最寄りの駅からの距離、交通の便等、立地は適切か。
<b>2 居室数及び設備等について(配点 20点)</b>	本事業の実施に当たり十分な居室数及び設備等を備えているか。面談室の提供や施設までの送迎は可能であるか。
<b>3 方針及び基本的な考え方(配点 20点)</b>	本事業の趣旨・目的を的確に把握し、事業運営の基本的な考え方や方針を定められているか。
<b>4 業務実績(配点 20点)</b>	令和5年4月1日以降における同種・類似の業務実績について、内容、体制が優れ、効果が挙げられているか。【同種（同内容）業務の実績の有無、類似業務の実績の有無、実績あり・一部あり・無し】
<b>5 実施体制(配点 20点)</b>	本事業の実施体制が十分に構築されているか（従事職員のフォロー、監督に関する事等）。従事職員のスキル及び経歴等は本事業の円滑な実施に資するものか。
<b>6 個人情報の保護等について(配点 20点)</b>	一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」や「ISMS」を有しているか。【両方、片方、認証無し】 定期的な研修等により、本市として保護すべき個人情報が適切に理解され、それが継続的に業務に反映されることが期待できるか。 個人情報の流出などの問題が発生した場合、速やかな対応と解決のための適切な対応策が示されているか。
<b>7 独自提案等(配点 10点)</b>	業務の実施手順、施設の設備等について、事業所独自の提案がなされているか。その内容は、効果的かつ実現可能なものか。
<b>8 費用見積額(配点 5点)</b>	委託業務の見積り価格は、企画提案書の内容に照らして適正か。（見積額が低価格の者から高順位とし、高順位の者から高得点を配点、6位以下の者は全者0点とする。）
<b>9 その他(配点 5点)</b>	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。 SDGsに資する取組として、これから1000年を紡ぐ企業認定またはKESの認証を取得しているか。
合計 125点(項目:1+2+3+4+5+6+7+8+9) ※最低選定基準点は、65点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。	